

特別養護老人ホーム長船荘短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人岡山千鳥福社会（以下「法人」という。）が設置経営する特別養護老人ホーム長船荘短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 「特別養護老人ホーム長船荘」
- 二 所在地 岡山県瀬戸内市長船町服部 1141 番地

（職員の職種・員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤）
施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人（非常勤）
利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う。
- 三 生活相談員 2人以上（常勤）
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- 四 介護職員 30人以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 五 看護職員 3人以上（常勤1人以上を含む）
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- 六 管理栄養士 1人以上（常勤）
食事の献立作業、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 八 介護支援専門員 1人以上（常勤1人以上を含む）
施設サービス計画の作成等を行う。
- 九 事務職員 3人以上
必要な事務を行う。
- 十 調理員 6人以上
給食業務を行う。

※ 職員の員数については、母体施設の職員との合計数

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日は年中無休
- 二 営業時間は24時間とする。

(利用者等の定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日19人とする。

(主なサービス)

第7条 事業所が提供できる主なサービスは次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄及び食事等の基本介護
- 二 日常生活上の世話
- 三 機能訓練
- 四 健康チェック
- 五 送迎

(施設の利用率)

第8条 利用率は次のとおりとする。

- 一 法定代理受領サービスとして介護を実施した場合の利用率は、介護報酬告示上の額に、利用者が保持する介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額とする。
- 二 居住費 別表1による
- 三 食費 別表1による
- 四 理美容代(1回当り) 実費
- 五 通常の送迎実施地域以外の地域に居住する利用者を送迎した場合の送迎費は、実施地域を越えてからの距離1kmあたり12円とする。

2. 利用率の支払いは、現金及び指定金融機関からの引落としにより指定期日までに受ける

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、瀬戸内市・備前市・岡山市の地域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。
- 二 利用者は、契約書の内容を遵守するように努めなければならない。

(緊急時、事故発生時等における対応方法)

第11条 従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告するものとする。

2. 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の身元引受人、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画・風水害・地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(短期入所生活介護等の利用契約)

第 13 条 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用（申込）者と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び短期入所生活介護等の健康管理等)

第 14 条 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 事業所は、職員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。又、深夜勤務に就く者は年 2 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第 15 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 事業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第 16 条 事業所は、居宅サービス計画が立てられている場合にはその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護個別援助計画（以下、「個別援助計画」という）を作成し利用者家族に説明する。
2. 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第 17 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従事者は、短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該短期入所生活介護について、介護保険法第 41 条第 6 項の規定又は法第 53 条第 4 項の規定により利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情解決体制の整備)

第 18 条 事業者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。
2. 事業者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に関し、法第 23 条の規定により市町村等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業者は、提供した指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続)

第 19 条 事業者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、当該入所者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない

ものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第 20 条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び従業員への周知徹底
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 従業者に対する定期的な虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - 四 上記措置の適切な実施に関する担当者の選定
- 2 事業者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

- 第 21 条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(損害賠償)

- 第 22 条 法人は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他の運営についての留意事項)

- 第 23 条 事業所は、短期入所生活介護従事者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整理する。
2. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金、その他必要な帳簿を整備するものとする。また、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
 3. この規程の定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 20 年 1 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 20 年 8 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 23 年 10 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和元年 10 月 1 日より施行する。
この規程は、令和元年 12 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。

別表 1				

※居住費

居住（滞在）に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却））
1日当たりの利用料

居住（滞在）に要する費用	通常 （第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
多床室	1日 855円	1日 0円	1日 370円	1日 370円
個室	1日 1,171円	1日 320円	1日 420円	1日 820円

※食 事

食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

食事の提供に要する費用	通常 （第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
	朝食380円 昼食550円 夕食515円	負担限度額 1日 300円	負担限度額 1日 600円以内	負担限度額 1日 ①1,000円以内 ②1,300円以内